

# Weekly Report

第 4 2 6 号  
平成 29 年 9 月 25 日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 10月から始まる主な制度などは

◎**地域別最低賃金の改定**…29年度の改定額は、すべての地域で22円以上（～26円）の引上げ額となっています。発効日は各都道府県で異なりますが、9月30日から10月14日までに発効されます（厚労省や労働局のホームページ等で確認）。

◎**改正育児・介護休業法の施行**…育児休業に係る子が1歳6か月に達する時点において、保育所に入れなど更に休業が必要と認められる場合に、子が2歳に達する日まで、育児休業の取得が可能になります。なお、延長した場合は育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

◎**「つみたてNISA」の申込開始**…来年1月から導入される「つみたてNISA」の申込が始まります。つみたてNISAは、年間40万円を上限に買付けた一定の投資信託による運用利益が最長20年間、非課税となる制度です。買付けは、積立契約（累積投資契約）に基づき、定期的に一定金額の買付けを行う方法に限られません。なお、現行のNISA（年間投資上限120

万円、非課税期間5年）とは選択制です。

◎**「フラット35」の制度変更**…住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する全期間固定金利住宅ローン「フラット35」は、10月申込受付分から団体信用生命保険付きの住宅ローンとなり、従来の年払いによる団信特約料が不要になります。また、保障内容も充実します。

◎**65歳以上の方が療養病床に入院した際の居住費の見直し**…居住費の標準負担額について、医療の必要性の低い方は1日あたり370円（現行320円）に、医療の必要性の高い方（指定難病の方は除く）は、200円（現行0円）に上げられます。

## 「源泉控除対象配偶者」が38万円の控除対象

来年から配偶者控除・配偶者特別控除は、控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与収入のみの場合150万円）に引上げるなどの見直しが行われます。

これに伴い、これまでの控除対象配偶者（居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下）は「同一生計配偶者」に名称変更され、合計所得金額1千万円以下である居住者の同一生計配偶者が「控除対象配偶者」となります。

また、配偶者控除等が38万円となる配偶者（合計所得金額900万円以下である居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額85万円以下の方）は、「源泉控除対象配偶者」となります。

## NISA口座のマイナンバー告知は今月までに

27年までにNISA口座を開設した方で、来年以降も同じ金融機関で引き続き利用する場合は、今月末までに金融機関へマイナンバーを提供していれば、特段の手続きは不要です。

一方、今月末までにマイナンバーの提供をしなかった場合、来年以降もNISA口座を利用するためには、再度、口座開設手続きを行うこととなります。その際は、マイナンバーの提供に加えて、「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要となります。